

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」
 に対してお寄せいただいたご意見
 （平成 23 年 1 月 18 日～平成 23 年 1 月 24 日まで受付の 17 件。受付順）

受付年月日	No.	ご意見
2011. 1. 18	45	<p>1. 意見を提案する理由</p> <p>法科大学院制度とこの制度を前提とする司法修習には、種々の問題があり、志望者の激減という事態となっている。まさに、法科大学院制度は存続の危機にあると言っても過言ではない。ただ、この危機は、制度設計があまりに理念的に過ぎて実用的なものとなっていなかったことや事前の市場調査が不十分であったということから招かれたものであるように思われる。また、このような危機の中、何よりも救済されるべきは、法科大学院という組織ではなく、学生と卒業生である。各大学院は個々の利害を超えて学生や卒業生のために大同団結して危機を乗り越えるべきであって、そのためにも、実務に則した実用的な改革がまず実施されるべきであると考え。かかる改革すらできないということでは、制度そのものが廃止されることにつながってしまうであろう。私は、法曹人口問題の検討を個人的に行いつつ、司法修習に若干関わってきた弁護士として、上記のように、現状を改善するための実用的な制度に変更するという観点に立脚して、法科大学院の現状の問題点を指摘するとともに、それに対応した改革案を提言することとする。</p> <p>2. 法科大学院制度の問題点はどこにあるか</p> <p>法科大学院制度と現行の司法修習制度は、実務家養成という制度趣旨からして、その設計思想に基本的な誤りがあり、志望者の激減を招くなど、法曹界に優秀な人材を確保することが難しい事態を招来させていると言わざるを得ない。以下、具体的に指摘する。</p> <p>1) 法科大学院卒業を司法試験の受験資格とした結果、法科大学院の卒業と同時に、学生が大学院を離れて無職となり、無職のままに司法試験を受験せねばならないという極めて不安定な立場に置かれることとなっている。</p> <p>2) 法科大学院卒業後に司法試験を受け、学生は司法試験に合格した後に司法修習を受けるという仕組みとなっているため、法科大学院は、学生の就職にはほとんど関与しなくてもよいものになってしまっている。このため、法科大学院が、司法修習生の就職難の実態をよく把握できていないことに象徴されるように、法律実務家養成の社会的責任を自覚しにくくなってしまっている。要は、資格さえ与えれば役割は果たしたということになっていると言わざるを得ない。</p> <p>3) 法科大学院の定員が多すぎるため、司法試験での選抜を厳しくせざるを得なくなっており、学生からすれば、法科大学院での学習を司法試験を意識したものとせざるを得なくなっている。このため、総合的な学習を行うという法科大学院の設立目的から離れて、試験勉強偏重の勉強に学生を誘導することになってしまっている。</p> <p>4) 従来 of 司法試験や修習制度と比較すると、実務に就くことができる時期が遅れることとなり、優秀な人材を早期に現場に投入することができなくなっていることも、若くて優秀な人材の確保という実務の要請に応えていない。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>5) 時間と費用がかかる割に、司法試験の合格や合格後の就職先確保というリスクも大きいということになっているため、優秀な人材がコストとリスクを考慮して、法曹の道を希望しなくなる傾向を生じさせており、経済的に余裕のない家庭の学生には、事実上法曹の道が閉ざされつつある。これは広く人材を確保するという制度が作られた趣旨に反する結果である。</p> <p>6) 司法試験の合否判定の時期に合わせる形で、修習の開始時期が11月末となっている結果、実務家としての採用時期が年末となっており、採用する側の立場、就職する側の立場が無視されている。</p> <p>7) 法科大学院の学生のほとんどが司法試験合格を目指していることになるため、学生が司法試験以外の道に方向転換することが難しくなっているし、実際にもそのような道が制度的に確保されていない。</p> <p>8) 職を持ちながら法曹界に転じるための勉強をする者にとって、法科大学院のカリキュラムは過酷すぎるものとなっていることから、司法界に転じるためには、今の職を捨てて法科大学院に進学しなければならないとなっているため、転職のためのハードルが高すぎるものとなり、多様な分野から人材を集めることが難しくなっている。</p> <p>9) 特に他の職業からの転職を考える者にとって、法科大学院から司法試験を受けるという道は、ハードルが高い上にリスクも大きいということとなっているため、他の職業を有していた人が法科大学院を志望する数が激減している。</p> <p>10) そもそも法科大学院は、マスプロ教育に適していない。実務家養成という見地からは、マンツーマンの教育が中心とならざるを得ない。このことは、必然的に学生1人あたりの養成に要するコストを高いものとする。従って、法科大学院側からのコスト削減には限界があり、必然、大学や国庫からの補助に頼らざるを得なくなっている。</p> <p>11) 採用時期が年末となっている結果、企業にとっては、司法修習生からの採用計画だけを特別扱いとせねばならないこととなっており、いわゆるインハウスローヤーの拡大の足かせになりつつある。</p> <p>以上の問題点を踏まえて改善策を別途提案する。</p> <p>3. 改善案1</p> <p>法科大学院の卒業は司法試験の受験資格とせず、入学を受験資格とし、優秀な成績で司法試験を通過した者は、法科大学院を卒業せずとも、司法修習を開始することが可能にするべきである。理由は、以下のとおりである。</p> <p>1) 制度的に学生が無職となる時期を生み出すことは避けるべきである。学生や保護者は、不安を感じて、学生が他の道を選ぼうとすることにつながり、優秀な人材が他に流れることとなる。</p> <p>2) 学生にとって進路選択は早期にできるようにするべきである。法科大学院に在学中に司法試験を受けることができれば、早期に進路選択の判断が可能となる。</p> <p>3) 法科大学院で学ぶことで総合的な学習ができるという考えは、建前に過ぎない。結果的に、無職の時期を経て司法試験に合格してゆくということとなっているの</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>であるから、大学院を離れた個人的な学習に大きく頼ることとなっており、法科大学院での学習だけでは、司法試験には合格できないという現実ができあがっているのである。また、総合的な学習を重視する考え方からは、卒業生以外の者に司法試験の受験資格を与えてはならないということが必然的に導かれることもない。法科大学院の卒業を司法修習の開始資格とすれば、法科大学院での教育目的は達成できるのである。そうであれば、在学中に司法試験に合格できるようにすることが学生のためでもある。</p> <p>4) 法科大学院から連続して司法修習を開始できるようにすることによって、法科大学院関係者が学生の進路に関わる比重が高まり、実務家養成について大学院側での自覚が高まる。</p> <p>5) 司法試験を極めて優秀な成績で通過した者にとって、法科大学院での学習はもはや絶対的に必要なものではない。学生の負担を考慮すれば、優秀な成績で通過した者には、司法修習の参加資格を与えて、早期に実務家となる道を確保すべきであり、そうすれば学生側としても努力する動機にもなるし、結果的に優秀な人材の確保にもつながる。</p> <p>6) なお、この改善案は、後述するように、法科大学院の定員が大幅に削減されていることを前提としている。法科大学院の定員が現状のままであれば、受験生が多すぎる事となっており、在学生在が参加する司法試験の実施は事実上不可能である。司法試験の受験生が法科大学院の入学試験によって厳しく選抜されていれば、在学生在が参加する司法試験は、十分実施可能となる。</p> <p>4. 改善案2</p> <p>法科大学院の定員は大幅に限定するとともに、入学試験に際しても、法的な知識や思考能力があるかどうかをより厳しく問うべきである。理由は以下のとおりである。</p> <p>1) 法科大学院制度の最大の問題は、ハイコストでハイリスクというところにある。ハイコストの回避は、優秀者の飛び級による修習開始で多少緩和できるだけであるから、ハイリスクの問題を回避しようとするならば、司法試験の合格率を高くするしかない。他方で、試験合格後の実務家の就職需要が極めて乏しいのが現状である以上、司法試験の合格者数を増加させる方向は選択できない。よって、法科大学院側の定員を大きく限定するしか方法はない。</p> <p>2) 法科大学院では、実務的な法律の習得に比重が置かれるべきであって、基礎的な法律論の学習ができていない学生が数多く在席している状況があるようでは、設立趣旨に反していると言わざるを得ない。法律実務家を養成する学校である以上、最低限の法的知識や法的思考能力は問われるべきであることは当然である。これが軽視されていることが、法科大学院の中で司法試験の勉強に比重を重くおこなざるを得ない学生の出現に拍車をかけている。従って、既修コースでは法律論や法的思考能力を厳しく問うべきであるし、未修コースであっても、基本的な法律論や法的思考能力を試して、入学する者を限定することによって、効率的なカリキュラムが組めるようにするべきである。優秀な学生が選抜されていれば、学</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>生相互による教え合ったり議論する中で学生が自主的に学習し能力を高め合うことが可能となり、後述するように実務家養成のためにコストが高くなりがちな法科大学院の欠陥を事実上補うこともできるであろう。</p> <p>3) 定員を限定することの問題点として、大都市圏ではなく地方にある法科大学院の存続が難しくなるということは否めないが、以下に述べる理由からして、地方に弁護士を増やすために地方に法科大学院を設置しなければならないという考え方はそもそも再考されるべきである。第1に、そもそも地方に法科大学院があればその地方で弁護士が増えるということにはつながらないということである。実際に人口過疎地で弁護士が増えている理由は、公設事務所の設置や過疎地の法律相談センターの開設によるところが大きく、地方大学出身者が地方で就職しているということではない。第2に、人口過疎地では、弁護士だけでなく、裁判官や検察官などの実務家教員の確保が難しく、実務教育が不十分なものとなるという弊害がある。第3に、地方の実情を学生に理解させる方法としては、地方に法科大学院を維持することよりも、エクスターンなどを充実させ、人口過疎地でのエクスターンへの援助を制度的に保障するという方法もあり、その方が効率的である。第4に、就職しながら法科大学院に通う方法を充実させるとしても、地方ではその需要が少なく、学生の確保が難しい。</p> <p>4) また、同様に、都市部であっても、大学によっては法科大学院の存続が難しくなるところもでてくるということからの反対もあるかもしれないが、法科大学院への多額の国庫補助を考えれば、効率的な運用が重視されねばならないことは当然であって、法科大学院の存続のために定員を増やすという考え方は本末転倒であって、定員が維持されるべき理由にはならない。むしろ検討されるべきは、複数の大学の共同出資による現行の法科大学院を統合した法科大学院の再編成である。こうすれば、実務家教員の確保や学生1人あたりの養成コストが高いという問題も若干回避することができるし、地方の大学からも法科大学院に入学しやすい環境を作り出すことが可能となろう。</p> <p>5) なお、学生の定員を将来的に制限することは、これまで学習してきた在學生や卒業生にとっては、競争相手の制限となるから、不利益変更ということにはならない。</p> <p>6) 受験生の側から司法試験の合格水準の低下を求める者もあるようだが、本末転倒である。法曹を雇い入れる側、法曹に仕事を頼もうとするユーザーは、優秀な人材を求めており、緩和された試験でようやく合格するような人材は求められてはいない。</p> <p>5. 改善案3</p> <p>司法修習の開始時期は、4月初めとし、前期修習を復活させるべきである。理由は、以下のとおりである。</p> <p>1) 学生が無職となる時期を制度的に創出してはならない。卒業と同時に修習できる道が制度的に確保されるべきである。</p> <p>2) 法科大学院での実務研修は不十分であり、いきなり実務修習をすることによつ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>て、修習生の側もそれを受け入れる実務家も戸惑っている状況が出現していることから、実務修習に先立っての前期修習制度は復活させるべきである。なお、この前期修習を復活するのであれば、現在の司法研修所の収容能力程度に修習生の数は限定するべきである。</p> <p>6. 改善案 4</p> <p>在職者向けに、夜間で6年間程度通学することによっても、卒業資格が与えられるようなコースも設置するべきである。但し、この場合には、入学資格は司法試験の受験資格とするべきではない。理由は以下のとおりである。</p> <p>1) 現在の未修者向けのコースは3年間の学習が必要となっているが、この期間は、仕事をやめて勉強に打ち込む期間としては長すぎる。他方で、素人が法律家としての最低限の知識と思考方法を身につけるためには、3年ということでは短すぎて卒業後の合格も難しいことから、このコースは在職者の転職を困難にするものとなっている。</p> <p>2) 転職を考える者が現在の職を維持しつつ学習できるようにするためには、夜間で学べるような制度が望ましい。しかし、働きながら夜間で学んで実務家として通用できるような法的知識と思考方法を身につけるためには3年では無理がある。6年ほどの長期間勉強することで卒業資格を付与できる制度を創出するべきである。</p> <p>3) 但し、この制度で司法試験を受験できることとなれば、受験資格を得るという目的だけのためにこの制度を利用する者が出現する可能性があるため、この制度に限って、卒業を受験資格とするべきである。そうしたとしても、本来、他職者のための制度であるから、法科大学院の卒業をもって司法試験の受験資格とすることが制度的に無職者を出現させるという弊害は無視することができる。逆に、短時間で法律家としての能力を身につけることができるような優秀な人材が6年間勉強する必要があるかという問題が生じるかもしれないが、そのような優秀な人材については、現行の予備試験による飛び級が確保されているから、その制度によれば十分である。</p> <p>7. 改善案 5</p> <p>法科大学院の入学に、司法書士や税理士、不動産鑑定士などの司法試験以外の資格試験の受験資格を付与することを検討するべきである。理由は以下のとおりである。</p> <p>1) 法律実務家は、弁護士や裁判官、検察官だけではない。外国では、弁護士が行っている仕事を司法書士や税理士、不動産鑑定士などがやっているわけであるから、これらの実務家としての受験資格を、法科大学院の学生に付与すれば、学生の進路選択の幅が広がる。</p> <p>2) 既に弁護士という市場が期待されたほど大きくなかったことが明らかになっている以上は、法科大学院の学生が在学中に様々な職種に進路転換できるように誘導・支援されるべきであり、そのためには、各種資格試験の受験資格を付与することが効果的であり、そうすることで、法科大学院に優秀な人材が広く集まるこ</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>とが期待できる。</p> <p>8. 改善案 6</p> <p>大学法学部の法学系教授の採用資格に法科大学院を卒業していることを加えて、法科大学院の卒業生の進路を広げるべきである。理由は以下のとおりである。</p> <p>1) 元来、法理論は、実務を意識したものであるべきであって、実務を離れた理論だけの法律論というものはあり得ない。そうである以上、法学系教授の採用資格に法科大学院の卒業というものを加えるべきである。</p> <p>2) 現在、法科大学院の卒業者の進路選択の幅が狭いものとなっている以上、大学側としても、この程度の就職先確保に協力していただくことは、学生を送り出した側として社会的に要請されているものと思われる。</p>
2011. 1. 18	46	<p>法科大学院は即刻廃止すべきです。</p> <p>法曹需要もないのに、弁護士数のみ激増させ、法科大学院の必要性もなかったのに法科大学院制度を設置した今回の司法改革は間違っています。</p> <p>司法試験合格者数の激増と法科大学院の設置により、法曹の質は著しく下がる等々弊害はあっても、司法制度が良くなることは1つとしてありませんでした。</p> <p>司法改革による制度改悪の最たる法曹人口問題と法科大学院制度は、見直すべきだと思います。</p>
2011. 1. 18	47	<p>上場企業で企業内弁護士をしている者です。</p> <p>私は会社在职中に旧司法試験に合格し、修習後に従前の会社に戻りました。当時の私には家庭の事情および経済的理由により法科大学院に進学するという選択肢がなく、旧司法試験でなければ法曹になれなかったと思います。新しい制度では、予備試験ルートがあるものの司法試験の受験資格が原則ロースクール卒に制限されており、「多様な人材の確保」という理念とは裏腹に社会人や資力のない者には参入障壁となっていること、また昨今の司法試験合格者の大量増員によって司法修習生をめぐる就職難が悪化の一途を辿っている現状などを見るにつけ、新しい法曹養成制度に強い疑問を持っています。このため、今回の政策評価に期待するところはきわめて大きいものがあります。</p> <p>研究会の報告書を拝見していて、率直で多様な意見が反映されており、大変頼もしく感じております。ただ、うしろの別紙2に評価チャートが付いていますが、そこでの評価対象および手法の記載につき、若干の疑問点があります。</p> <p>まず、評価の対象についてですが、そもそも新しい政策を実施する際には必ず何らかの理念や目的があるはずで、その目的の設定が果たして妥当だったのかどうかという検証を是非していただきたいと思っております。そして評価を行う際には、旧制度と新制度の比較の視点が不可欠です。「新しい政策が目的に比して効果を挙げているか」という評価も大切ですが、そもそも必要な改革だったのかという視点は必ず持っていただきたい。報告書を読む限り、そういった視点が足りないのではないかと危惧して</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>います。従来の制度のどこに問題があったのか。問題だと言われていたことが本当に問題だったのか。その問題は新しい制度によって解決されたのか。むしろ状況は悪化したのではないか。新しい制度になって失われたものもあるのではないか。そういった疑問を持っている法曹関係者は多数いるはずだと思いますので、ぜひこういった見地からの評価を検討していただきたいと思います。</p> <p>次に評価の手法と方法ですが、実態調査や関係機関へのヒアリングは不可欠と思われます。その際のヒアリング対象は、ぜひ幅広く実施していただきたいと思います。特に現場の法曹関係者の声を聞いて欲しいのです。それは単に弁護士会関係者・法科大学院関係者に限らず、実務の現場で汗をかいている者の意見を大切にしてください。なぜなら、それらが現場の生の声であり、真実でもあるからです。</p> <p>最後になりますが、今回の意見募集では、公開されている範囲でも、法科大学院に対するものを中心に厳しい批判や意見が多数寄せられているようです。ぜひこれらの意見にも耳を傾け、特定の省庁・大学・関係者の利害にとらわれない公平な評価をお願いしたいと思います。国民の立場に立った真に必要な法曹養成のあり方を議論していただきたい。国民の法曹に対するニーズとは何かを、見極めることが大切です。そうすれば、おのずと結論は明らかになるはずだと思います。</p>
2011. 1. 19	48	<p>一月十七日までの寄稿意見を拝見しました。</p> <p>ほぼ全ての方がロースクール制度に反対という事実を担当者の方も驚かれています。</p> <p>しかしロースクール構想が出た当時から世間の反応は同じく反対意見ばかりでした。そもそも旧司法試験制度を批判する者は皆無でした。</p> <p>私もロースクール構想が出た当時「こんな絵空事が実現されるわけが無い」と気にもかけませんでした。その後あれよあれよと法制化されロースクールが制度として実施されるに至って驚き呆れると同時に、「このような天下の悪制度は頓挫するに違いない」と楽観視しておりました。</p> <p>先の意見に記載の枝野議員と佐藤教授の論争しかり、後の元研修所教官の松田弁護士と高橋教授の論争しかり、明らかに枝野議員や松田弁護士が的確且つ常識的なロー制度への批判をされているにも拘わらず「我々とは意見・考え方が違う」と黙殺しロースクール構想を強硬に導入しました。</p> <p>その後のロー制度に関する審議会や会議もお手盛りの茶番ばかりでした。これほどの改悪は見たことがありません。現に実務法曹界は大打撃を受けて、良くなったことは一つもありません。</p> <p>結論 1、即刻、司法試験の受験資格を撤廃しロースクールを任意機関にすべし 2、合格者を政策的に減らすべし 3、今まで実績のある司法研修所の研修期間を2年に戻し、給付制度も当然維持すべし</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>以上が、これ以上の司法崩壊を食い止める簡便で効果的な方策かと考えます。加えて今般の司法改革にて導入された裁判員制度や検察審査会の強化なども全般的見直しをすべきかと思えます。</p> <p>先の意見にも「にちゃんねる」について言及している方がいらっしゃいましたので参考までに</p> <p>_____学者は司法改革から撤退するべき_____</p> <p>http://yuzuru.2ch.net/test/read.cgi/shihou/1272191729/</p> <p>匿名掲示板故の書き込みもありますが、妥当な書き込みもあります。先の枝野議員、松田弁護士の的確なロー制度批判の内容も記載されています。</p>
2011. 1. 20	49	<p>現在の法曹養成制度について、意見を申し上げます。</p> <p>このままでは、法曹志望者の激減とともに志望者のレベルダウンが避けられず、日本の法曹制度が破綻してしまいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 就職難の状況を変えるため、新司法試験の合格者を、1年で最大1500人位までにしてください。 2. 誰にでも開かれた職であるように、受験資格を法科大学院修了者に限定しないでください。ただし、法科大学院修了者には、新司法試験の受験上のメリット（受験科目の一部免除）を永年与えるというのはどうでしょうか。なお、受験資格の限定がなくなれば、予備試験は廃止でよいと考えます。 3. 受験回数の制限を撤廃してください。受験回数の制限により、将来ある多くの有望な人材の可能性を奪っている現実があります。大きな社会的損失ではないでしょうか。 4. 弁護士法の改正をすすめ、司法修習に行かなくても法曹になれる道を拡充してください。現在は、行政や企業法務の7年の実務経験者について、特例がありますが、せめて年数要件を3～5年以下にしてください。 <p>以上です。</p>
2011. 1. 21	50	<p>私は、現役ロースクール生です（既修2年生）。社会人で旧司法試験を受験していましたが、去年の春、関西中堅ロースクールに入学しました。</p> <p>去年の4月から約一年在籍していますが、結論から申しますと、ロースクール制度は即刻見直すべきだと考えます。（本音は、廃止です）</p> <p>以下、理由を述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入学前に新司法試験の問題を少し見ていたのですが、ローでの授業は全く役に立ちません。判例よりも学説偏重です。あのような教え方では、法律の素人を3年間で合格レベルまで上げるのは不可能です。 2. 間に合わせで教授を置いたため、力量の無い者までが教育に携わっている。 3. 旧司の弊害を教授達が聞きかじっているのか、予備校の悪口を言う教授が多い。一方で、自分達で未修者を合格させる力量がないのは、数字が物語っている（年々、

受付年月日	No.	ご意見
		<p>未修者の合格率が下がっており、旧司並みの合格率になりつつあるし、改善策も無い)</p> <p>4、既修で去年の春に入学した友人は、ここのローに愛想をつかせて東京の上位校を再受験して合格した。しかし、彼の学内での成績は、留年ギリギリの成績だった。彼のような、ローでの落第生が、なぜ上位校の入試に合格できるのか、不思議だ。考えられるのは、うちのローの採点基準が明らかにおかしいからだと思われる。</p> <p>つまり、新司法試験の採点基準と明らかに異なり、非常に的外れな採点方法を採用しているからだ（新司問題のように事実の評価よりも学説の展開を重視している）。</p> <p>5、うちのローの去年の新司法試験の結果は、『現役生』の合格率が10%、受け控えは70人、これは、明らかに失敗だったことの証明だと思う（年々、合格者数が減少している）。</p> <p>6、社会人は、仕事を捨ててまでローに行く価値はないと思う。なぜなら、卒業後の就職難、法外な授業料、卒業後の身分等、不安定だからだ（結果、視野の狭いお金持ち学生だけが法曹になるのかと思うと質の低下が心配だ）</p> <p>7、予備校の講師と話す機会があったが、彼によると、ロー生は、入学当時の法律の実力よりも卒業のときの実力が下がっていると言っていた。私もそれは実感した。明らかに予習と言う名の作業だけの毎日。復習が大事だと旧司合格者の先輩から言われてきたが、そんな時間は全く取れなかった。実力が伸びている実感は、全くなかった。社会人経験者としては、無意味なことに時間と労力とお金をかけ続けることへのストレスが大きかった。</p> <p>結論として、私は、この4月までにローを退学し、仕事をしながら予備試験を目指すことに決めた。</p> <p>約1年間、ロースクールの内部から見えたもの・・・それは、無批判、従順、幼稚な学生と、定年までの消化試合をしている老教授達との奇妙な風景でした。まるでどこかの宗教団体の教祖と信者のような感じでした。しかし、このような無批判な者たちが将来、正義を貫く法曹となれるのか疑問です。もっと多様な人材を求めるべきだと考えます。このままでは、お金持ちのお坊ちやま、お嬢様しか法曹になれません。弱者の立場に立てるのでしょうか？疑問です。</p> <p>全部、廃止とまでは言いません。現状の上位校だけで十分だと思います。後は、統廃合すべきです。</p> <p>ちなみに、他のローから転入してきた元社会人の友人は、現在、1000万円の借金を抱えています。これでいいのでしょうか？</p> <p>私は、この約一年間、お金と時間とをどぶに捨てたことを後悔しています。</p> <p>最後に、予備試験合格者がどれだけ新司法試験合格を占めるのかが楽しみです。おそらく上位を占めるでしょう。つまりロースクール制度の失敗が客観的に証明される日は近いと思います。</p>
2011. 1. 21	51	今年予備試験を受験する者です。

受付年月日	No.	ご意見
		<p>私は非法学部であり、予備校で法律を学んでおります。</p> <p>今現在の法科大学院の問題点として予備試験を受験する立場の者から指摘させていただきます。</p> <p>1. 法科大学院の大きな問題点の一つ目は法学部の学生が幅を利かせていることです。</p> <p>(1) まず、法科大学院の目的は「多様な人材」の確保、つまりこれまで法律を学んだことがない非法学部の学生や社会人の方を法曹として社会に送り出すことにあったのではなかったでしょうか。</p> <p>例えば、一橋大学法科大学院では合格者の平均年齢が22.6歳ですが、ほぼ(法)学部からストレートで法科大学院に入ってきたということでしょう、30代の方はたった一人です。これで「多様な人材を確保した」といえるのでしょうか甚だ疑問です</p> <p>また、法科大学院の入試制度も不透明です。例えば、東京大学(名前を出して恐縮ですが)法科大学院では学部の成績が6割であり法律の成績は4割しか見ていません。つまりどれだけ法律ができて学部の成績が良い人には負けることになります。社会人の方はすでに大学を卒業しているのであり、学部の成績など容易に変えられるはずがありません。むしろ、「もう一度学部に入りなおしてGPAを良くしてから入試を受けてください」ということでしょうか。</p> <p>これは憲法違反に近いです。</p> <p>肯定的な取り組みもあり、例えば横浜国立大学法科大学院では専業主婦の方が法科大学院に入り法律家として活躍しておられますが(HP 抜粋)、こういった法科大学院の活動が評価されてしかるべきではないでしょうか。</p> <p>確かに、「法科大学院」というくらいですから、ある程度法学部の学生を取り込むことを前提として建てられたとは思いますが。</p> <p>しかし、今現在上位といわれる法科大学院(関東なら、東一慶中)では法律をまったく学ばず法科大学院に入る純粹未修生徒は極めて稀であり、既修コースの大多数は法学部の学生で占められています。</p> <p>既修コースに入る法学部学生が他の学生に負けないため、早い段階から予備校に通うのが多数派であり、必然的に学部の講義を利用したり、答案練習会に参加したりすることが多くなります。</p> <p>そうだとすれば、新司法試験で法学部の学生の合格率が高くなると考えるのが通常であり、むしろ法学部で4年間、法科大学院で2年ないし3年学んでいて3回の受験制限で受かるのはいわば当たり前といえるのではないのでしょうか。</p> <p>裏を返せば、それだけ学んでいて、法学部の学生が3回の受験制限で受からないというのは法的素養がないといわれても仕方がないと思いますし、この点に関しては3回の受験制限の趣旨とは合致するとは思いますが。(この点に関しては、No. 34の方と同意見です)</p> <p>(2) ただし、法律を学んだことがない未修学生が法科大学院に入り3年間勉強したあとに3回の受験制限を課すのは酷です。なぜなら法科大学院では予習復習に追</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>われる毎日だと思われ、試験対策はできないからです。この点について、早くから試験対策をしてきた法学部の学生とは異なる措置を採るべきです。</p> <p>未修者の回数制限を大幅に緩和するか、初回は不合格でも不算入とすべきです。もしくは択一を外すなどすれば良いと思います。</p> <p>多くの方が指摘されている通り、受験生の立場からしてみても、法律の勉強には100%暗記が必要です。暗記だけで良いというのも誤りですが、理解だけで十分というのも誤りです。法律は何かひらめきで定義が浮かんでくる類ではありません。</p> <p>2. 法科大学院の大きな問題点の二つ目は法科大学院自身の認識の甘さにあると思います。</p> <p>(1) 多くの法科大学院が毎年新司法試験の合格率をホームページ上で載せていますが、既修者の大半は予備校で学んでおり、基礎講座を受けているか、答案練習会を受けているのであって、新司法試験の既修者の合格率の高さは予備校の基礎教育の成果であって別に法科大学院の成果ではありません。法科大学院の成果であったとしてもそれはおそらく一割にも満たないと思います。</p> <p>かつて、関東の有名私立大学某法科大学院の教授の方も「予備校の上前を撥ねているだけ」とおっしゃられています。</p> <p>法科大学院の統廃合は未修者の合格率を基準に決められるべきです。</p> <p>(2) 法科大学院は「プロセスの法曹」を標榜されておりましたが、プロセスの意味を履き違えております。プロセスというのは、独学で基本書をゴリゴリ読む人もいれば、予備校に通う者もいる、法科大学院に通う者がいたって良い、その結果司法試験に合格すれば良いのであって、「司法試験を受験したいなら一律に法科大学院に来い」というのはプロセスではありません。</p> <p>そもそも、法科大学院の教授の方達で司法試験を受験すらしたことがないような方が教鞭をとっておられますが、学生たちがその教授の方に教を請おうと思わないのはいわば当然です。</p> <p>予備校の先生方のほぼ全員が司法試験に通っており、ご自身の体験談や受験時代の苦労話等講義の中で話していただければ、一司法試験の受験生としてやはり共感できるのであり、やる気が出てくると思います。</p> <p>にもかかわらず、法科大学院の教授がご自身の法科大学院の合格率が悪くなった途端「学生の質が悪くなった」とおっしゃられるのはお門違いです。</p> <p>(3) 私は法学部ではありませんし（社会学部でした）六法は何を買ったら良いかさから分かりませんでした。（というか笑い話ですが六法の存在すら知りませんでした）しかし、予備校の先生方からは丁寧にどういった六法が良いのかどういふ勉強をしたら良いのかゼロから教えていただきました。この点は法科大学院が未修者に一律予習が当たり前などというのとはまったく違うと思います。予備校が絶対悪というのは法科大学院側の完全なミスリーディングです。</p> <p>(4) そして、私は母親しかおりませんので、法科大学院に通う財力がそもそもありません。予備校の教育費も自分でアルバイトをして貯金したお金で払っていま</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>す。この上、法科大学院の教育費まで払わないと司法試験がそもそも受験できないというのは司法制度改革として正しいのでしょうか。本当に、弁護士法1条1項にいう「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」ことの趣旨に則っていますでしょうか。憲法の理念を学んだのも予備校でした。憲法でもっとも重要な条文は13条の「個人の尊重」だと習いました。法科大学院の教授はご自身の教科書では高尚なことを述べておきながら、その実やっていることはこれと相反しているとは思えないのでしょうか。</p> <p>3. 法科大学院の見直しを早急に望みます。</p>
2011. 1. 22	52	<p>現行の法科大学院制度は、非常に問題が多く、抜本的に改革すべきであると考えます。</p> <p>まず、今回の総務省行政評価局において、研究会のテーマとしてこの問題を取り上げたことを極めて高く評価したい。裁判所・検察・弁護士会・大学ほか数多くの当事者が参加した作られた法科大学院制度（日本版ロー・スクール）は、結果として、制度全体としての方向性が見えないちぐはぐなものとなり、完全に失敗しているように見える。もはやこのまま続けて良い制度ではない。それにも拘わらず、制度設計に参加した当事者は抜本的な改革をしようとしません。教育水準の向上、ロー・スクール定員の減少、司法試験合格者数の上昇、法科大学院出身者の就職先の拡大といった小手先の修正でどうにかする制度設計ではない。ゼロ・ベースで大いに議論しなおさなければ、本当に、司法制度、ひいては、日本に大きな打撃を与えることとなる。</p> <p>問題点をいくつか述べる。</p> <p>まず、制度改革の目標である法曹人口の拡大の必要性について、根拠がない。私は、法曹人口は、もはや過大になっていると考える。法科大学院制度導入時の説明は全く納得できない。なぜならば、司法書士など隣接法律専門職の役割・諸外国との法律専門職の違いを全く無視した議論であること、更に、そもそも日本の社会の実情を全く無視した需要の拡大が仮定されているからである。このような前提の甘さが、制度改革を失敗させたそもそもの原因である。法曹人口の無理な拡大という目標を即時撤廃するよう、求めたい。</p> <p>大学院専門職学位課程で2年の教育を受けることを法曹資格・司法試験受験の要件とすること自体は、アメリカ等外国でも行われていることであり、ありうる一つの選択肢であった。しかし、そのことに、「一、低い合格率」「二、受験回数制限」の両方が加わる場合、全く合理的ではない。いわゆる「三振」問題は、重い。このように、受験者に過大なリスクを強いる仕組みは持続可能なものではない。不合格が続いた場合、大学院における2年乃至3年に加え、受験回数3回とすると3年、計6年の年数（大学卒業から計算すると、ほぼ20代全体）を無駄にさせている。もし会社で勤務した場合の6年の職業経験と比べると、弊害は明らかである。なお、司法試験合格を伴わない法科大学院における学習、さらには、司法試験に向けた予備校などでの自習は、全く社会も企業も評価しない。試験という仕組みは、必ず、合格者と不合格者が</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>出る。今回の制度設計は、人材の大切さを全く無視している。これからの日本を支えるのは人材であり、多くの若者が、法科大学院制度設計のまずさにより、貴重な時間を無駄にしている。偽善に陥った議論で、本質を見ないことは、即刻やめるべきだ。</p> <p>司法試験の問題、法科大学院の問題は、司法の閉鎖性という問題にも関わることであり、今後とも、不合理な規制をなくしていくべきという観点からも、総務省での議論、研究会に大いに期待したい。</p>
2011. 1. 22	53	<p>報告書を拝見し、司法試験の受験回数制限に関して「明確な根拠がない」「ないほうが良い」（報告書 p 2 3）との意見に賛成します。</p> <p>アメリカのロースクール制度では、司法試験は年 2 回行われ、合格率は 7 月で 7 割程度、2 月で 5 割程度であると仄聞しますが、受験回数制限はありません。</p> <p>また同じ専門職養成制度として、わが国の医師国家試験を例にとると、その合格率は 8 9 % ですが、やはり受験回数制限はありません。</p> <p>一方、わが国の司法試験においては、現在 2 5 . 4 % と、上記の例よりもはるかに合格率が低い試験であるにもかかわらず、「5 年間で 3 回という受験回数制限」（同 p 6）が課されていることとなります。</p> <p>合格率が 2 5 % の競争試験であれば、合否には実力だけでなく運の要素も多分にからむことでしょう。真面目で優秀な人でも「三振」することは普通にありうると思います。</p> <p>授業料だけでも数百万円の学費を投じ、2 年ないし 3 年の（留年をすればそれ以上の）時間をかけて法科大学院を修了し、やっと司法試験受験資格を得たというのに、3 回の失敗で資格を剥奪されてしまう。そうすると法務博士の学位自体にはなんのステータスもなく、「欠陥商品」（同 p 1 9）、「意味がなかった（同 p 2 0）」などと言われ、「世の中で何も評価されない」（報告書資料編 p 3 4）。</p> <p>これでは、専門職大学院という上級の学校で学んだ経歴が、むしろ人生にマイナスに作用するかのようです。他の制度と比較してあまりに苛酷で割に合わない制度であるように思われます。</p> <p>そもそも法科大学院の設置趣旨は、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、「プロセス」として法曹を養成するとのことでした（報告書 p 2）。それなのに高額な費用と数年の時間に加え、相当な努力を重ねて「プロセス」を修了した者に対して、わずか 3 回の「点」の失敗のみで全てを否定するのでは、趣旨に矛盾していると思います。</p> <p>このような制度では新規学卒者は、資力のない者はもちろん、裕福な者でさえ進路として選択し難いことでしょう。</p> <p>また社会人が企業や官公庁を退職して飛び込むのは、まさしく人生を棒に振る覚悟が必要ということになります。</p> <p>「もはや、新司法試験は社会人が退路を断ってまで挑戦する試験ではなくなってい</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>る。」(報告書資料編 p 32)との指摘は一般常識に照らして首肯できるものです。これでは「多様な人材の確保」など望むべくもありません(報告書 p 20 同旨)。</p> <p>このようにリスクな制度設計では、法曹志望者が激減することは必然であり、その主たる理由は、この受験回数制限によるところが大きいと思います。</p> <p>私は、法科大学院を修了して法務博士の学位を保有するすべての者は、アメリカの J.D. と同様、回数制限のない司法試験受験資格を得て然るべきと考えます。</p> <p>これにより、法務博士という学位にも一定の価値が認められることになり、また就労や育児のかたわら自分のペースで司法試験に挑戦する可能性も開かれ、法曹志望者の多様性に資するとともに、志望者数の減少にも歯止めがかかると思います。</p> <p>現在、当初の予定をはるかに下回る合格者数・合格率のもと、「三振者」の数はすでに 1737 人(同 p 6 ほか)に及んでいます。その中には再度法科大学院に入学する方もいるそうです(同 p 6)。同じ学位を取ることに何の意味もありませんから、受験資格を得るためだけに行くのです。それは、経済的余裕のない人には絶対に叶わないことです。</p> <p>事ここに及んでは法科大学院の制度趣旨は完全に損なわれており、逆に多様な人材の参入を阻むための参入障壁と化しているかのようです。このままでは日本の司法制度は、将来それを支えるべき人材の面から崩れていくと思います。</p> <p>今後、法科大学院を廃止する、あるいは受験資格を修了と切り離すなど、抜本的な改善策が採られる場合は別論として、かように理不尽な受験回数制限だけでも今年ただちに撤廃し、もって三振制度の弊害を断ち切るべきと考えます。</p>
2011. 1. 22	54	<p>新司法試験制度についてです。</p> <p>当初は、受験者の 7～8 割の者が合格との触れ込みで始まった制度ですが、今や 2～3 割の者しか合格できません。</p> <p>当初の合格率であれば、いわゆる三振制も合理的なルールであったかと思うが、現状のような合格率であれば、三振制はリスクが大きすぎると思います。</p> <p>このままでは、そのリスクに恐れて、特に社会人は仕事をやめてまでロースクールに入学するようなことは誰もしないのではないのでしょうか？</p> <p>私の娘も将来は弁護士になりたいと言っておりますが、今のままの制度設計では、親としてとても奨めることができません。</p> <p>本音としましては、旧司法試験制度に戻した方が良いと思いますが、それも難しいでしょうから、少なくとも三振制は廃止すべきだと思います。</p>
2011. 1. 23	55	<p>報告書要旨の「総務省が行う政策評価の在り方、方法等について」には、「制度の「利用者の視点」からの評価が特に必要」とありますが、現役のロースクール生の意見を募集したいのであれば、1月31日を締め切りにするべきではありません。</p> <p>今の時期は、ロースクールの定期試験前であり、ロースクール生は試験勉強に忙殺されています。学部の試験とは違い、ロースクールの成績は就活に大きく影響し、合</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>格者増員に伴う就職難の昨今においては、文字通り人生がかかった試験です。</p> <p>そのような状況では、ロースクール制度に対して、物申したいことがあっても、声をあげることができません。本当にロースクール生からの意見を募集したいのであれば、締め切りをさらに1カ月延ばし、もっとロースクール生にこの意見募集の周知をはかっていただきたいと思います。</p>
2011. 1. 23	56	<p>今回の研究会報告で第三者的立場から広い論点について法科大学院制度の検証がなされたことに対しては、敬意を表したいと思います。</p> <p>私は、地方私大の法学部で教員をしておりますが、専ら学部担当なので、ロースクールを近くで見ている立場からの意見を申し上げます。</p> <p>1、制度設計上の問題</p> <p>司法制度改革審議会の示した理念については、様々な見解がありますが、私は基本的にこれを是とします。ただ、問題はこれを具体的な制度設計に落とす際に、根本的な欠陥を抱えていたことにあると考えます。</p> <p>例えば、他の意見でも示されていた通り、「弁護士」の数を諸外国と比較する際に、司法書士・弁理士などの準法曹をカウントせずに議論を進めたことです。</p> <p>内閣の視点からは国全体を見て制度設計をするべきで、準法曹の養成も含めた視点が欠けていました。この点は、貴研究会の報告書でもその域を出ていないように思われます。</p> <p>2、法科大学院の問題</p> <p>他の意見中に法科大学院制度の廃止を求めるものが多数見られます。私は現行制度が良いとは思えませんが、現状の問題を法科大学院のせいにするのは、所管官庁の役人的自己弁護の発想で、同調できません。</p> <p>例えば、受験者確保の段階において、東大をはじめとする人気校が優秀な人材を100人単位でさらってしまう状況にあって、地方大学はスタート段階から不利な立場に置かれています。公正な競争のない状態で、出口の司法試験合格率を取り上げられて、教員の質や大学の努力不足を言うのは的外れです。</p> <p>法科大学院の数が多いは確かですが、基本的には需要と供給のバランスにおいて必要な大学院が残るとするのが望ましく、一律に制度を廃止するというのは乱暴な議論のように思います。</p> <p>一番の問題は、法務博士の意義が喪失し、それに関する選抜機能が働いていないことだと思います。</p> <p>そこで、私なりの改革案を示したいと思います。</p> <p>3、法曹・準法曹一元化の司法制度改革案</p> <p>まず、司法試験制度ですが、現行通り法務博士号取得を受験要件としつつ、合格者を年間750～1000名程度に絞ります。そして、法廷での訴訟事務を担当できる者</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>を司法試験合格者に限定します（現行の認定司法書士制度は、既得権者を除き廃止）。</p> <p>その代わり、準法曹（司法書士・弁理士・税理士・行政書士・社労士・中小診断士・土地家屋調査士・公認会計士）については、法務博士号取得者について認定制度を設け、有料の法律相談、示談・法的交渉（法廷外）の代理業務を認めます（現在は非弁業務となっている部分）。</p> <p>一般市民にとって、まず必要があるのは裁判よりも簡単な法律相談でしょう。相談内容によっては、オールマイティの弁護士よりも準法曹の方が専門的助言が受けられることもあります。</p> <p>大企業にとって重要なのは、渉外業務における海外企業などとの交渉能力であって、最低限の法律知識があればよく、それは司法試験でなくてもよいはずですが、むしろ、交渉能力に長けている者の参入障壁として司法試験が存在しているならば、企業にとっては損失になるでしょう。</p> <p>学部の子生も、弁護士を志望する理由として大きな渉外弁護士事務所で多額の報酬を得ることを挙げる者が多く、そうした場合、一般企業の就職活動の延長の感覚で捉えているように思います。したがって、司法試験以外で法律の資格と能力を駆使して渉外業務に携わる道を作れば、それで構わない者もいるでしょう。</p> <p>他方、認定された準法曹の業務監督は弁護士会が行うこととし、司法制度全体の倫理と質を確保します。また、認定期間は10年とし、法科大学院での更新講習を必須とします。もちろん、準法曹が司法試験を受ける道も残されています（受験回数制限は撤廃）。</p> <p>4、まとめにかえて</p> <p>以上の私案は、現行の法科大学院制度を活用しつつ、公正な市場原理が働くための需要と供給の創設を狙って作成したものです。法科大学院の教員も、法務博士号に値しない学生に対しては厳しく対応し、安易に学位を与えない姿勢が必要です。それによって、法務博士号の意義と価値が社会的に確立していくでしょう。ここにおいて、法科大学院が淘汰されるのは致し方ないと考えます。いずれにしても、法科大学院に学問的教授・実務研修・人格形成・受験指導と、何でもかんでもやらせている現状から、少なくとも受験指導の要素を切り離す必要があります。</p> <p>貴研究会の報告を受けて、貴省において法科大学院への実態調査を行うとの報道がなされておりますが、所管官庁の自己弁護的議論に乗っていただけに重箱の隅をつつくような犯人探し、あら探しをすることのないようにすることを望みます。同時に、貴研究会報告書では明確に示されなかった具体的な改善策を検討されるよう切望致します。</p> <p>現行の法科大学院制度が多数の不幸を生む制度であることは間違いありません。不幸にして始めてしまった戦争ならば、第一線の軍隊の戦果に一喜一憂するのではな</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>く、戦争終結に向けた前向きな現実的方策を検討すべきです。</p> <p>それが出来るのは、内閣に再び司法制度全体を再評価する機関を置いて、政治的リーダーシップをもって、制度の再構築をはかることでしょう。</p> <p>ここに至り、もはや行政評価の域を超えてしまっているかもしれませんが、大局的視点から対処することを避け、小手先の改革を叫んでいるだけでは、今回の研究会のご努力も水泡に帰すことでしょう。</p> <p>ボタンの掛け違いは、ボタンを全て外すところから始めつつ、ボタンを掛け直す努力を怠ってはなりません。</p> <p>以上、拙い見解を披瀝させて頂きましたが、少しでも参考になれば幸いです。</p>
2011. 1. 23	57	<p>元法科大学院生、新司法試験受験生の立場から、報告書 18 ページから 24 ページの委員指摘事項に対し意見します。</p> <p>【法曹人口の拡大について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、弁護士は就職難で、これ以上、法曹資格保有者が増えたら更に悲惨な状態になると言われており、新司法試験合格者 2,000 人というのも、現状からするとやむを得ないようにも思われる。ということは、法曹人口 5 万人の構想が問題だったのではないか。 <p>⇒「就職難だから合格者を限定するのはやむを得ない」という発想は改めていただきたい。そもそも合格するか否かは能力があるかないかで判定されなければならない。「不景気だと難化する資格試験」は不合理である。資格試験なのだから合格の基準を明確にし、基準を上回った者には全員資格を付与するという運用にしてほしい。</p> <p>【法科大学院について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法学部を廃止すると、企業等への 22 歳くらいの大学卒業者の就職者が、文系の場合、ほとんど経済学部だけになってしまい、偏ってしまうのではないか。 <p>⇒文学部、教育学部、社会学部、経営・商学部等を無視している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育というのは、一定のカリキュラムによる教育を受ければ、必要とされる能力が身につくということが前提になっているはず。法科大学院を修了しても新司法試験に合格できない人が多数いるというのは、うまく制度設計ができていないと思う。 <p>⇒教員の授業が高度すぎる。新司法試験を合格した人が学んでちょうど良いくらいの授業が展開されていると思う。現行の条文や最高裁判例の問題点と、それに対する教授の自説を展開する授業をする前に、まずその条文や判例をしっかり理解・記憶させることを優先すべき。その理解・記憶は学生にゆだねるというなら、新司法試験との関連が薄い必修科目をより少なくし、学生の自習時間をもっととれるようにしてほしい。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 社会人は、仕事をやめて、あるいは、出世をあきらめなければならないかもしれないという負担を負ってまで挑戦しても、どれくらいリスクがあるかわからないという不安があるから、踏み出せないところがあるのではないか。</p> <p>⇒私は職を辞し5年間勉強ののち、かつての職業に戻ったが、職を継続した同年齢の人との差は非常に大きくなってしまっている。また後輩にも追い抜かれている。出世をあきらめざるを得ず、非常に残念。制度設計をする方には「社会人は失敗したらかつての仕事に戻ればよい」などと考えていただきたいくない。そのような考え方に基づいた制度にまともな社会人は応募しない。</p> <p>・ 世の中は、法科大学院の役割・機能について、司法試験の合格以外のものをほとんど認めていない。このため、良い教育をしても、司法試験に合格しなければ意味がなかったという話になってしまう。</p> <p>⇒世の中に、司法試験合格以外の役割を認めてほしいと期待しているようだが到底無理である。報告書には「利用者からの視点で検証する」と記されているが、利用者たる学生にとって、司法試験に合格しなければ法科大学院進学は無意味である。このような期待がいまだに関係者にあるのは驚き、また失望する。医者になれない医学部があったとしたら誰が進学するのか。</p> <p>・ 現在の法科大学院では、司法試験のための勉強が中心にならざるを得ず、例えば、家族法の専門家などを養成しようとしてもできない。</p> <p>⇒それは研究者養成コースでやるべきことではないのか。学者委員からの意見かと思うが、ユーザーたる学生は研究者にされることを望んで法科大学院に進んでいない。いたとしてもごくまれである。</p> <p>・ 法科大学院の教育を評価できるのは、市場（法律サービスのユーザー）であり、現時点では、新たな法曹養成制度を経た弁護士等の活動実績が十分でないため、評価するのは困難ではないか。</p> <p>⇒教育を受けた者も評価できる。このような先送りマインドはさらに状況を悪化させる。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・ 司法試験の受験資格喪失者などの不合格者に対するケアはどの程度行われているのか。現在、法務省及び文部科学省は、その実態を把握していないが、速やかに把握し、何らかの抜本的対策を講ずべき。上記の合格基準、合格者決定の項にある「合格の目安を示すべき」の事項と併せ、今のままでは、合格の目途もつかずにいたずらに受験勉強に走り、不合格だと放置されるという不安を抱えたままの制度である。</p> <p>⇒三振者で亡くなった方の数と、法科大学院に再入学した方、予備試験に出願され</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>た方、無職の方の人数を調査し、「進路変更を促す」という三振制度が機能していない状況を把握の上、制度を撤廃すべきである。</p>
2011. 1. 23	58	<p>私は現在東大ロースクール既修1年目に在学する者である。したがってロースクールや法曹をめぐる制度についてロースクール学生の立場から意見したい。</p> <p>志望者の減少は法曹の質の低下を招く深刻な問題であると考えます。学部時代の友人から話を聞くと、自分の体験によるとロースクールの一番のデメリットは試験合格率の低さ、金銭問題にあると思われる。</p> <p>そこでこれらの点について改善を提案したい。</p> <p>ロースクールで法学に集中しようと思うと書籍代に相当お金がかかる上、アルバイトの時間を作ることは難しい。奨学金の制度があるとはいえ、それは学校によって大きく異なり、未だ十分でない。実際周囲の友人を見ても裕福な家庭の子息がそろっているという感じすらする。このような状況の中で修習の貸与制への移行はさらなるロースクールからの学生の遠ざかりを招くと考えます。</p> <p>現行の給与制が財政的に維持困難ならばせめて半額給与等の案を検討されたい。</p> <p>次に、司法試験合格者数については急激に3000人まで増やすと就職難を進行させるだけであり、現在のペースでよいと考えます。急激に1000人も法曹を増やしても社会の法曹へのニーズはそれ程急速に増加するものではない。高学歴、有資格ニートを作ることは国家政策としても有能な人材の無駄遣いである。</p> <p>さらに、就職難から十分に技能が身につけられず即独立する弁護士が増加すれば社会的にも悪影響である。</p> <p>もっとも合格者数を現行のまま維持するのであれば合格率が低すぎる。このような合格率は有能な人材が法曹から遠ざかる一因となっている。ロースクールの数を全体として減らしていくべきである。</p> <p>ロースクール入学時の試験として適性試験は何を目的とする試験なのか非常に不明確である。とくに既修者にとってはタダの受験テクニックを磨く時間と化している。よって存続すべきではない。</p> <p>最後に、提案として新司法試験の時期を卒業前にし、卒業後4月からすぐに修習に行ける制度を提案したい。そのような制度であれば現在のように実際には法曹となるまでにロースクール2年（ないし3年）と、試験のための1年、そして修習というかなりの時間と金銭を要する法曹育成システムが改善され、志望者も増えるのではないかと。</p>
2011. 1. 24	59	<p>私は昨年3月に法科大学院を卒業し現在合格を目指している者です。以下、新司法試験受験生の立場から意見を述べさせていただきます。</p> <p>私の意見趣旨を要約しますと、</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>1、法科大学院に在籍している者、卒業後合格できていない者の現状にもっと目を向けていただきたい。</p> <p>2、現在法曹の方の収入減少を法曹増員の議論に持ち込むことは妥当ではない。国益にもそぐわない。</p> <p>3、法科大学院を卒業した者に無条件で他資格を与えることは妥当でない。</p> <p>4、法曹増員計画を変更するのであれば、まず法科大学院の定員を減らすべき。</p> <p>5、多様な人材を確保する目的達成には各大学院に一律一定数の社会人入学者を義務付けるべき。</p> <p>以下、上記1、から5、の理由を述べさせていただきます。</p> <p>まず1、について、私の学年の入学者は法科大学院制度ができて間もない頃の入学者であり、当時、合格者3000人、合格率40～50パーセントということでした。その条件を「前提」に入学するか否かの意思決定をして、多額の貯蓄を支払い、人によっては借入れをして法科大学院で法を学ぶ、という道に進んでいます。</p> <p>この「前提」を覆す主張をすることは国として、政治家として、法律家として正しい道なのでしょうか。今後の社会の在り方はそのような方向性でいいのでしょうか。3年以上の時間を費やしている点では「国家的詐欺」を受けた、という言葉では済まない辛い思いを抱えています。</p> <p>この「前提」を覆す抗弁として、法科大学院卒業者の「質」が低下している、法科大学院を出ても法曹としての素養に欠ける者が多い、という主張をされる方がいらっしゃいます。</p> <p>しかし、「質」という抽象的表現で全く具体的事実は指摘されていません。論証張り付け、記憶力ありきの紋切答案で合格してきた法曹の「質」に非難が集まった結果、できた制度ではなかったのですか。これは2、とも関連しますが、一方で、法曹は公益的役割を担うべきと言いながら、他方で自己の顧客減少や報酬単価減少という面での利害にとらわれ、法曹増員に反対する現法曹の方々の「質」に疑問を感じています。その考え方に矛盾はないでしょうか。</p> <p>2、については、上で述べた法曹の公益的役割に根拠があります。そもそも法による救済は誰もが当然に、多額の対価を支払うことなく受けられるべきものではないでしょうか。当然に国民が享受できるはずのサービスを多額費用を支払わなければ受けられなかったことが異常な状況だったのではないのでしょうか。今でも30分相談するだけで5000円を越える報酬を受けている弁護士が多数である事実は、いまだ異常な状況にあることを物語っていないのでしょうか。</p> <p>また国際取引や知的財産関係の係争に至っては、法務費用が莫大である状況に変わりなく、それは語学や科学技術等の分野に通じる弁護士が少ないことに起因しています。この状況は国際的係争における日本企業の訴訟費用惜しさの「泣き寝入り」常態化につながっているのではないのでしょうか。日本の国民性は訴訟を好まない、と言いますが今後もそう言い続けていると日本経済は取り残され、衰退します。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>3、の無条件他資格付与は、あまりにも現在各法律系資格分野の道で仕事をされている方に失礼なことではないでしょうか。また法科大学院を出ただけで有資格者と同等の能力があるとは思えません。せめて試験科目がかぶっている範囲の科目だけ免除、などの方法をとるべきでないでしょうか。（たとえば司法書士試験の午前の部だけの免除）</p> <p>4、については、長期の時間と費用を費やし受験者の75パーセント、減少すればそれ以上が不合格となる制度はもたないでしょうし、受験者にとって大きなストレスとなっています。不合理に苦しむ入学者を一人でも少なくすることを急ぐべきではないでしょうか。</p> <p>最後に5、について、普通に就職活動をし、一般企業で働いている労働者が弁護士資格を得る状況がコンプライアンス等の面で健全なのではないのでしょうか。本来法的紛争が少ない、弁護士業だけでは食べていけない社会が健全な社会ではないのでしょうか。一般市民個人や各企業への法的サービスがゆきわたる、ということは争いが具体化しないための予防法務が充実するということにつながらないのでしょうか。</p> <p>最後に、司法制度の今後の方向性を決される方々には、私を含め、一部の利害を有する者の意見に左右されることなく日本と世界の今後を長期的多角的に見据えたいと願っています。</p>
2011. 1. 24	60	<p>法科大学院制度について、何点かの提言をさせていただきます。</p> <p>1. 新司法試験についての受験資格撤廃を求めたい。</p> <p>多様性をもった人材を法曹として育成していくべき、と考えるならば、旧司法試験の制度のほうが明らかに合理的であった。</p> <p>新司法試験においては、法科大学院の養成課程を修了しなければならないうえ、修了しても受験回数に制限がある。法科大学院の授業料等の費用負担が大きいうえ、「三振」してしまった場合におけるセーフティーネットが何ら存在しない、ということであれば、そのリスクの大きさの故に、法曹を志す者は少なくなる。</p> <p>その結果、経済的に豊かな者のみにしか法曹への道は開けないことになってしまう。しかし、これは明らかに「多様性を持った人材の育成」の理念からは程遠いものである。また、憲法的観点からみても、職業選択の自由を制限するものであるとの指摘もある。</p> <p>法科大学院制度を維持するのであれば、少なくとも「三振」の制度は撤廃すべきであろう。経済的なリスクを軽減する努力がされなければ、法曹の多様化など「絵に描いた餅」でしかなく、直ちに法科大学院制度は廃止すべきである。現状を無視した法科大学院の制度は、新規参入を促すどころか、新規参入しようとする者への「障壁」になっているのである。</p> <p>2. 「実務家養成」を念頭に置いたカリキュラムの充実を求める。</p> <p>実務家教員と、研究者教員との間でその意識に温度差があり、そのために様々な</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>弊害が生じている。一部の研究者教員は、司法試験を受験した経験がなく、そのために実務家や、新司法試験受験生に必要なとされているものが理解できていないとの指摘がなされている。</p> <p>一部の高校において、いわゆる「自称進学校教育」と呼ばれる教育の弊害が指摘されているが、法科大学院の教育の構造は、まさにこの「自称進学校」の問題と平行に考えることができるように思える。すなわち、一部の教員が、受験という目的に照らして、明らかに不必要な課題を与え、そのために受験生は試験の合格のために本来必要な能力を身につけることができなくなっているのである。</p> <p>法科大学院は実務家養成機関であるとの位置づけを明らかにすべきである。最低限、法科大学院で指導を行うことができる者を、司法試験合格者に限るべきであると思われる。それができないのであれば、研究者教員の採用比率を減らし、実務家教員の採用比率を増やすべきであろう。</p> <p>何故、法科大学院では受験指導が禁止されるのか。このこと自体、法科大学院が実務家養成機関であるとの位置づけをあいまいにしていることの表れであるように思われる。</p>
2011. 1. 24	61	<p>報告書を読ませて頂いて、意見を述べさせていただこうと思います。</p> <p>弁護士の就職難、法科大学院の三振問題、会計士の就職難、ポスドクの就職難、同時に深刻な問題であると思います。</p> <p>報告書を読ませていただいた限りでは、法科大学院の在り方、三振問題、弁護士の就職難に論議がとどまっているように見受けられました。</p> <p>しかし、同時に、以前は、法学部の大学院があり、そこでは、法律や行政分野の研究者を養成する同時に、中には、弁護士や司法書士を目指されている方が、併存している状況であったのではないのでしょうか。</p> <p>ということは、今後、法科大学院の廃止を含めて議論するにしても、法科大学院だけを論ずることは、残念ながら法律や行政分野の研究者を養成する大学院のことが忘れられているようにも思います。</p> <p>もちろん研究者志望や、さらに学部時代よりさらに学問を究めたいというから大学院に進まれた方もおられるとは思いますが、2000年前後の就職氷河期に、リーマンショック後の就職難で、法学部から法律や行政分野の研究者を養成する大学院に進まれて、修士課程博士課程問わず、卒業後の進路が見いだせていない方が、ポスドク問題が深刻な中、おられるようにも思います。</p> <p>ポスドクに関して修士課程博士課程文系理系問わず深刻のようにも思いますが、この報告書を発表するまでに、以前は、法学部の大学院があり、そこでは、法律や行政分野の研究者を養成すると同時に、中には、弁護士や司法書士を目指されている方が、併存している状況であったことを含めれば、そこまで論議の対象にしても良かったようにも思われます。</p> <p>さて、法科大学院の三振問題に、弁護士の就職難、極めて深刻だと思います。法律や行政分野の研究者を養成する大学院に通われていた方を含めて、例えば、検察や裁判所で、検察官や裁判官だけではなくて、場合によったら、事務官や書記官や調査官</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>などの道に進めるように手を差し伸べてあげることが出来ないのでしょうか。研究者を目指されてきた方であっても、少年法とか、児童福祉問題に取り組んでこられた方もおられるかとは思いますが。そうした方々を含めて手を差し伸べることは出来ないのでしょうか。</p> <p>それから、消費者法や環境法などに明るい方などは法科大学院にしても法律や行政分野の研究者を養成する大学院に通われていた方にも消費者庁や環境省や都道府県や市町村で消費生活相談や環境政策などの業務を担って頂くことはできないのでしょうか。労働法に明るい方であれば、労働局や労働基準監督局、少年法や児童福祉問題など詳しい方であれば、文部科学省や自治体の教育委員会や児童福祉分野などにも採用の道を広げてあげられないのでしょうか。</p> <p>永らく就職難が続いており、ポストク問題が深刻な中であって、公務員試験も厳しく、財政再建の中、官庁や自治体も採用を減らす一方だと思います。法科大学院の学生や卒業生の方だけではなくて法律や行政分野の研究者を養成する大学院の学生や卒業生の方にも広く受け皿を用意する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>法科大学院にしても、また就職氷河期で、中には大学院に進学するケースもあるかとは思いますが、法科大学院の授業料は極めて高く、大学の研究費も仕分けされ、大学院の授業料などがさらに値上げされれば、このままでは、貧しい人には弁護士や研究者になる道が閉ざされ、また、その後の進路も極めて厳しいとなれば、例えば、貧しい立場の視点を代弁する人が減っていくのではないのでしょうか。また、弁護士の増員が急激で、弁護士として食べていくのが精いっぱいとなっていく人が多くなれば、これまで手弁当で、もしくは赤字覚悟で、労働や環境や医療や福祉や児童問題など行政訴訟など含め、手を差し伸べていた方も減ってくるようにも思います。</p> <p>そして、弁護士として、食べていくのが精いっぱいとなり、事務所を維持していくのが精いっぱいの人が多くなれば、弁護士の品位の低下や、拙速な形や不十分な法的処理のままに報酬を受け取ろうとする人も出てくるのではないのでしょうか。</p> <p>依頼者の立場に立てば、弁護士を依頼するということは、人生でまったくくない方も多く、また依頼するにしても、きわめて法的問題で追い詰められたときなどで、それは一生の買い物ともなります。</p> <p>そういったときに、吟味をして、弁護士を選ら時間や余裕などあるのでしょうか。また、例え、依頼者が分野的にも法的にも明るく品位を持った弁護士に恵まれたとしても、相手方の弁護士が、分野的にも法的にも明るくなかったり、品位を伴わない弁護士などであった場合に、前向きな解決が出来ない場合も出てくるのではないのでしょうか。</p> <p>また、以前は司法修習をして、さらにイソ弁として、事務所の先輩から指導を受けながら、いろんな事件を実際に受け持って、実地を積んで弁護士は育ってきたのではないのでしょうか。依頼者や、ときには相手側の立場に立って、物事も考えられ、先輩の指導も受けながら、落ち着いて、実地の修養を積める機会であったはずです。</p> <p>しかし実際には弁護士の急増は、こうした指導の機会を受けられない方も増やしていくのではないのでしょうか。</p>

受付年月日	No.	ご意見
		<p>弁護士志望者の方々のことを考えるのも重要ですし、同時に依頼者の立場のことも考えて、弁護士の質や品位の低下を招かないような議論をどうかお願いします。</p> <p>最後に総務省や行政評価局や研究会のみなさん、法科大学院志望者の方々のために、このような機会を作って頂きありがとうございました。法科大学院に通っておられる方々、卒業された方、法曹に身を置いておられる方々、法曹を目指されている方々だけに限らず、法律や行政分野の研究者を養成する大学院に通われている方々、卒業されている方、そうした大学院を志望されている方々、また、法科大学院を始め、指導される立場に身を置いておられる方々にとっても、有意義な議論になり、将来の活躍の場が広がるような議論を心より期待します。</p>